

立命館宇治高等学校硬式野球部の「第 105 回全国高校野球選手権大会」出場 みなさまの温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。

平素より本校の教育活動にご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、立命館宇治高等学校硬式野球部が「第 105 回全国高校野球選手権大会（夏の甲子園）」に出場することとなりました。これもひとえに皆様方の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

本校としては京都を代表して出場する選手たちを全力で支援していきたいと考え、寄付募集を進めております。ぜひこの取り組みの趣旨にご理解とご賛同をいただき、格段のご支援とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご寄付の手続きについて

1. いただいたご寄付は応援団の交通費・入場券、応援グッズの作成等に使用させていただきます。残額が生じた場合は、「りっつうじスポーツ振興支援基金」として、今後活用させていただきます。

「りっつうじスポーツ振興支援基金」とは

本基金は、これまで立命館宇治中学校・高等学校が取り組んできた「スポーツを通じた人材育成」を一層進めるために必要となる、「人工芝グラウンド等の環境整備」や「全国大会出場クラブの応援」を支えるものです。また「地域に愛される学校づくり」の一環として、地域の小中学校や地元の方々などに参加をいただく「スポーツ教室」等の定期的な開催を支えるためにも活用させていただきます。

2. ご寄付として 1 口 5 千円をお願いしております（何口でも結構です）
※5 千円以上のご寄付をいただいた方には記念グッズを進呈いたします。
（記念グッズは口数に関わらず一つです。11 月以降にお送りします）
3. ご寄付は任意のものとしてご協力をお願いしております。
4. 募集期間は 2023 年 8 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までとなります。
5. 「専用申込画面」からクレジットカード支払による申込となります。下記 URL からお申込ください。
本校保護者の方は「申込情報入力」の「ご意見欄」に【中・高別、年、組、生徒氏名 ※野球部保護者の方は「野球部保護者」】をご記入ください。

https://fundexapp.jp/ritsumeikan/landing/ujc_koshien.htm



※領収書は、各カード会社から学校法人立命館へ入金された後のご送付となります。領収書の発行までに、お申込から 2 カ月程度のお時間を頂戴しておりますこと、何卒ご了承くださいませ。また、領収書の発行日はカード会社から学校法人立命館への入金日となります（お申込受付日、カード決済口座からの振替日ではございません）。

※銀行振込も受け付けております。ご希望の場合は事務室まで電話（0774-41-3000）でご連絡ください。寄付申込書類一式をお送りします。

※法人によるご寄付の場合は「受配者指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できるもの）」か「特定公益増進法人に対する寄付金（寄付金のうち一定限度額まで損金に算入できるもの）」のいずれかの方法をご選択いただくことができます。詳細については別途ご案内をさせていただきますので、事務室までお問合せください。

注意事項と税制上の優遇措置について

《ご注意事項》

学校法人立命館の設置する学校（大学・大学院含む）への入学を寄付者ご本人様またはその子女様等が希望されている場合、当該学校の入学願書受付開始日から入学が予定されている年の年末までに納入いただいたものは「入学に関してする寄附金」とみなされ、税制上の優遇措置の対象とはなりません（入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外と同一の条件で募集される寄附金を除きます）。また、文部科学省からの通達により、「入学に関してする寄附金」の收受は禁止されております。

入学を希望されている子女様等とは別の子女様等がすでに学校法人立命館の設置する学校に在籍されており、その保護者様に対し募集している寄付をされる場合や、入学辞退等により結果的に入学されない場合も「入学に関してする寄附金」とみなされます。そのため、子女様等が最高学年で内部進学を予定されている場合や、在籍している子女様等とは別の子女様等が学校法人立命館の設置する学校の受験を予定されている場合、入学願書の受付開始日以降のご寄付はお控えください

本校に対するご寄付は、所得税の税制上の優遇措置（「税額控除」もしくは「所得控除」のいずれか）を受けることができます。

個人によるご寄付の場合

	税額控除	所得控除
優遇措置の内容	算出税額から差し引かれます	課税前の所得から差し引かれます
控除額	$\{(\text{寄付金額}^{*1}-2000 \text{ 円}) \times 40\%\}^{*2}$	寄付金額 ^{*1} -2000 円
申告方法	本学発行の寄付金領収書を確定申告書類に添付して 所定の期間に所轄税務署に提出してください。	

*1 年間総所得額の 40%が限度額です *2 所得税額の 25%が限度額です。

《 地方自治体が条例指定している場合は、住民税についても寄付金控除が適用されます 》

本学が条例指定を受けている地方自治体（2023年4月現在）

京都府・滋賀県・大分県・大阪府・京都市・草津市・守山市・別府市・大阪市・茨木市・江別市

※ご寄付いただいた年の翌年1月1日時点で、上記に居住していることが条件となります。

※住民税の寄付金控除についての詳細は、各自治体のホームページ等をご確認ください。

※上記の自治体、および今後本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっております。ご了承ください。寄付者名簿には、寄付者の氏名・住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

《ご連絡およびお問合せ先》

立命館宇治中学校・高等学校事務室

〒611-0031 京都府宇治市広野町八軒屋谷 33 番 1 TEL 0774-41-3000